解散公告（第三回）

当財団法人は、平成二十三年六月二十五日開催の理事会の決議並びに平成二十四年三月三十日東京都教育委員会の許可により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月四日

東京都墨田区向島三丁目三七番二五号

財団法人東京都立本所高等学校後援会

代表清算人　原田　次郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年二月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月四日

兵庫県たつの市揖西町小神一〇四四番地の一

龍野市本龍野駅東農住組合

清算人　松本　昌宏

解散公告（第三回）

神野中部土地改良区は、平成二十四年二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、神野中部土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さるよう、土地改良法第六十九条の二第一項及び第四項の規定により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月四日

兵庫県加古川市神野町神野六九〇―一

清算法人神野中部土地改良区

清算人代表　坂田　弘逸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月四日

広島県安芸郡熊野町城之堀九丁目二番一六号

認可地縁団体緑翠苑団地会

代表清算人　赤野　信昭

解散公告（第三回）

当法人は、浄土真宗の代表役員の承認及び大分県知事の認証を受けて、平成二十四年四月二十五日付けで解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月四日

大分県佐伯市宇目大字小野市二二〇六番地の一

宗教法人西念寺

代表清算人　山田　治郎

第十三期決算公告

平成二十三年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	四四八、五八四
固定資産	七〇、三九三
資産の部合計	五一八、九七八
負債及び純資産の部	
流動負債	三三九、六三二
固定負債	三三、六二八
負債の部合計	三七三、二六一
株主資本	一四五、七一六
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一三五、七一六
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	一三三、二一六
（うち当期純利益）	（四六、〇六三）
純資産の部合計	一四五、七一六
負債及び純資産の部合計	五一八、九七八

平成二十四年三月三十一日

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番一号

Genpact Japan Service株式会社

配当公告

宮城県大崎市古川西館三丁目一番三〇号

破産者　株式会社齋藤工務店

右の者に対する仙台地方裁判所古川支部平成二十年（フ）第二八七号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二二二、七三八、六二三円

一、配当することのできる金額

金一一、一三六、九三五円

平成二十四年六月四日

仙台市青葉区一番町一丁目四番三〇号さのやビル六階

破産管財人　米谷　康

配当公告

千葉市若葉区桜木一丁目三二番五〇号

破産者　株式会社大同建工

右の者に対する千葉地方裁判所平成二十二年（フ）第七三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五八八、四七五、〇一五円

一、配当することのできる金額

金七七、三七八、三〇六円

平成二十四年六月四日

千葉市中央区中央三丁目一五番六号　やまちょうビル六階

渚法律事務所

破産管財人　廣瀬　理夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市新町一丁目一三番地、最後の住所埼玉県朝霞市膝折町二丁目一九番四一号　シティ光陽朝霞膝折一〇七号

被相続人　亡　浦野　雅廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号　さいたま新都心法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区小山二丁目三五四番地二、最後の住所神奈川県横須賀市池田町六丁目一二番一五号　被相続人　亡　小布施不二子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二一番地　ジュネス横須賀二Ｆ横須賀総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月由佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県常滑市坂井字東狭間九番地、最後の住所静岡県藤枝市青南町一丁目一二番地の一三　特別養護老人ホーム第二開寿園

被相続人　亡　山本登美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

静岡県島田市幸町一番の四

相続財産管理人　司法書士　登山　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市一一三〇番地、最後の住所静岡県三島市八反畑七九番地の三

被相続人　亡　佐野　建雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

静岡県三島市一番町一五番二六号ミシマスルガビル六階　静岡東部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　揚野江利子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区山ノ内西裏町一二番地、最後の住所京都市北区紫野西野町一五番地　特別養護老人ホーム紫野

被相続人　亡　澤與　初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月四日

京都市中京区高倉通竹屋町上ル坂本町六九八番地

相続財産管理人　司法書士　松尾　由加